

契 約 の 内 容

契 約 年 月 日	令和7年8月4日
契 約 業 者 名	(株)丸竹竹田組
契 約 業 者 の 住 所	北海道札幌市東区本町2条5-7-10
工 事 の 名 称	札幌刑務所職員宿舎構内整備工事
工 事 場 所	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1
工 事 種 別	建築一式工事
工 事 概 要	予定価格積算内訳書工事概要のとおり
工事期間(自)～(至)	令和7年8月5日 ～ 令和8年1月16日
契 約 金 額	¥330,000,000

予定価格調書

金 362,340,000 円

（うち消費税相当額	32,940,000 円）
（入札書比較参考額	329,400,000 円）
（調査基準価格	333,344,000 円）
（調査基準価格比較参考額	303,040,000 円）

ただし、札幌刑務所職員宿舎構内整備工事

令和7年7月9日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川隆夫



予 定 価 格 積 算 内 訳 書

工事名 札幌刑務所職員宿舍構内整備工事

工事概要

1. 工事場所 北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1
2. 敷地面積 272,851㎡
3. 都市計画等 都市計画区域の区分:市街化区域
用途地域 :準工業区域
防火地域 :法22条指定区域
その他の区域・地区 :大規模集客施設制限区域
景観計画区域
高度地区(33m)
緑保全創出地域(居住系市街地)
- 建ぺい率 :60%
容積率 :200%
条例等 :札幌市建築基準法施行条例
札幌市火災予防条例
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例
ワンルーム型式集合住宅に関する建築指導要綱
大規模共同住宅等の建築に係る道路整備の指導取扱要領
4. 工事種目
- | 名称 | 構造 | 延べ面積 | 数量 | 備考 |
|---------|----|-------|----|----|
| 1 とりこわし | | 建築基準法 | 一式 | 撤去 |
| 2 外構 | | | 一式 | 新設 |
5. 工事範囲 上記「工事種目」のすべて

建築工事 科目別内訳

とりこわし							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
職員宿舎1号棟		1		式		93,826,459	
職員宿舎2号棟		1		式		72,232,178	
職員宿舎3号棟		1		式		39,209,152	
1号棟用物置		1		式		515,185	
2号棟用物置		1		式		515,185	
3号棟用物置		1		式		231,843	
工作物・遊具		1		式		136,300	
植栽		1		式		364,010	
屋外整備		1		式		6,176,190	
発生材処理		1		式		41,886,324	
	計					255,092,826	

建築工事 科目別内訳

外構							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
構内舗装		1		式		873,200	
	計					873,200	

第7号様式

低入札価格調査の実施概要

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	工事現場と当社が近接していることにより現場管理費を削減できるほか、過去の取引関係を鑑み信頼できる協力会社から人員確保を行うことで、労務費や打合せに係る費用が削減できるため。
2 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	工事名：市営住宅元町中央団地4～6号棟・集会所外部改修工事 発注者：札幌市市長 工 期：令和7年3月31日～令和7年12月19日 金 額：184,600（千円） 他1件
3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	なし
4 契約対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の関連	契約対象工事場所：北海道札幌市東区東苗穂2条1の5の1 入札者の事務所：北海道札幌市東区東苗穂2条5丁目7-10
5 手持ち資材の状況	該当なし
6 資材購入先及び購入先と入札者の関係	該当なし
7 手持ち機械数の状況	該当なし
8 労務者の具体的供給見通し	労務者の確保について具体的に計画され、協力会社からの供給が確保されている。
9 過去に施工された公共工事名及び発注者	工事名：北海道札幌東高等学校長寿命化第2期工事 発注者：北海道教育委員会教育長 工 期：令和6年4月24日～令和7年2月14日 金 額：252,240（千円） 他9件
10 経営内容	令和7年3月31日現在 創 立 資本額 90,000（千円） 総資産 1,638,465（千円） 純資産 1,263,826（千円）
11 1から10までの事情聴取した結果についての調査検討	一定の水準を保った適切な契約の履行が可能であると判断する。
12 入札者の施工した法務省発注工事の成績状況	実績なし
13 経営状況	<公表しないこととする>
14 信用状況	問題なし
15 その他	該当なし

入 札 調 書

件 名		札幌刑務所職員宿舎構内整備工事					
入札及び開札の場所		法務省大臣官房施設課入札室					
入札日時		令和7年7月14日 午前10時00分		開札日時		令和7年7月15日 午前11時00分	
入 札 者		1回	2回	技術評価点	価格評価点	総合評価点	
		金額 (千円)	金額 (千円)				
1	(株)丸竹竹田組 法人番号6430001023422	330,000	300,000				
2	西出工業(株) 法人番号7430001048567	辞退					
3	(株)浅沼組 法人番号8120001022651	資格なし					
4	丸竹豊建業(株) 法人番号2430001023434	資格なし					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
落札決定の理由		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、また、当該価格について、予算決算及び会計令第86条の規定により調査した結果、一定の水準を保った適切な契約の履行が可能と判断したため。					
備 考		<p>会計法第29条の3第1項による一般競争</p> <p>当該金額に10%に相当する額(消費税相当額)を加算した金額が、法律上の入札(見積)金額である。</p> <p>予 定 価 格 (税抜価格) 千円</p> <p>調 査 基 準 価 格 (税抜価格) 千円</p>					
令和7年8月1日		入札執行者		法務事務官		西村ほのか	
		立 会 者		法務事務官		根本洋平	

競争参加資格確認結果

- 1 工事名 札幌刑務所職員宿舎構内整備工事
- 2 部局名 法務省大臣官房施設課
- 3 入札公告日 令和7年5月30日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日 令和7年6月20日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株)丸竹竹田組	有	
西出工業(株)	有	
(株)浅沼組	無	企業及び配置予定技術者の施工実績（階数）が要件に合致しないため。
丸竹豊建業(株)	無	企業の施工実績（階数及び延べ面積）並びに配置予定技術者の施工実績（建築種別）が要件に合致しないため。

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月30日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

1 工事概要

- (1) 品目分類番号
41
- (2) 工事名
札幌刑務所職員宿舎構内整備工事
- (3) 工事場所
北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1
- (4) 敷地面積
272,851㎡
- (5) 工事内容
 - ア 取壊し、外構
 - イ 工事種目 建築一式工事
 - ウ 工事範囲 上記の全て(入札説明書による。)
- (6) 工期
令和8年1月16日まで
- (7) 使用する主要な資機材
なし
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)である。
- (11) 本工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- (12) 本件入札手続は、下記5に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.p-portal.go.jp/>))により行う。
なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限って、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 法務省の令和7・8年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850点以上（A、B、C）であること。

(4) 下表の基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

建築種別	解体工事（建築物の地上部分全て及び基礎部分）	
施工期間	解体工事の着工から完成まで施工していること。	
過去年度	平成22年度以降に解体又は解体を含む建築一式工事の元請として完成引渡し完了したもの。	
建物用途	同種	類似
	—	—
発注者	国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条第1項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）	国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等を除く者
構造	S造（※1）、RC造（※2）又はSRC造（※2） ※1 S造については、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。 ※2 RC造及びSRC造には、PC造及びPCa造を含む。	
階数	地上3階建以上	
延べ面積	1,500㎡以上	
工事種目	解体又は解体を含む建築一式工事	

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
- ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- ウ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者(協力事務所を含む。以下同じ。)でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (12) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (13) 平成22年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における工事の施工実績及び配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

3 入札時積算数量書活用方式に関する事項

- (1) 入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、

入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

4 週休2日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休2日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記(3)に規定する義務を負わない。

- (2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場閉所予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対して、週休2日

工事取組意向表明書により、週休2日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所日が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- (5) 発注者は、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

 - ア 4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)
補正係数1.05
 - イ 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)
補正係数1.03
 - ウ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)
補正係数1.01
- (6) 現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

5 入札手続等

- (1) 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
電子メールアドレス : skeiri@i.moj.go.jp
- (2) 入札説明書等の入手期限及び入手方法
 - ア 入手期限 令和7年7月11日
 - イ 入手方法
 - (ア) 入札説明書等(入札説明書別冊の概略図面(以下「概略図面」という。)を除く。)は、法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsu_jyoho_homu.html)からダウンロードできる。
 - (イ) 概略図面は以下のaの方法で交付するので、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書(以下「誓約書」という。法務省ホームページからダウンロードできる。)」のPDFデータを上記(1)の電子メールアドレス宛てに送付し、必ず入手すること。

なお、aの方法により概略図面を入手することが困難な場合は、以下のb又はc等の方法により交付するので、誓約書のPDFデータを電子メールで送付する際に、メール本文に希望する方法を記載すること。

 - a クラウドストレージからのダウンロード
概略図面をダウンロードするためのURLを電子メールで通知するので同U

RLからダウンロードすること。また、概略図面を閲覧するためのパスワードは別途電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面をダウンロードしたこと及び閲覧用パスワードの交付を申請する旨を電子メールで送信すること。

b 窓口での交付

上記(1)の窓口にてPDFデータ(CD-R)を交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く日の午前10時から午後5時までに限る。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付する。

c 郵送による交付

郵送(着払い)にてPDFデータ(CD-R)を交付する。なお、速達での郵送を希望する場合は、誓約書のPDFデータを電子メールで送付する際に電子メール本文に付記すること。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨の電子メールを別途送信すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和7年6月16日午後3時(必着)

イ 提出方法 申請書及び資料は電子調達システムにより提出すること。ただし、提出ファイルの容量が50MBを超える場合は、申請書のみを電子調達システムにより提出し、資料の全部を上記(1)の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記提出期限までに提出場所に到達することを要するものとする。詳細は入札説明書による。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(4) 入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和7年7月14日午前10時(必着)

イ 提出場所及び提出方法 電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月15日午前11時

イ 場 所 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省16階共用会議室3(旧入札室)又は電子調達システム

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (6) 配置予定技術者の確認等
落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格と同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。
- (7) 手続における交渉の意図の有無
無
- (8) 契約書の作成の要否
要
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
上記6(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 6 (3) により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

(12) 詳細は入札説明書による。